

2025年5月7日
日 本 銀 行

「気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの
運営に関する細目」の一部改正について

日本銀行は、気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの適切な運営に資する観点から、「気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの運営に関する細目」（2021年9月22日決定）の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、お知らせします。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 土川・森島（03-3277-2877）

「気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの
運営に関する細目」 中一部改正

○ 2. (2) を横線のとおり改める。

(2) 対象先については、(1) の公募に応じた先の中から、気候変動対応に資するための取り組みについて、次のイ、からハ、までをいずれも開示していると認められる先を選定する。

イ、サステナビリティ基準委員会によるサステナビリティ開示基準または「気候関連財務情報開示タスクフォースによる提言 (Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures) 」(2017年6月)において提言示されている次の(イ)から(ニ)までに掲げる事項

(イ) ガバナンス (Governance)

(ロ) 戦略 (Strategy)

(ハ) リスク管理 (Risk Management)

(ニ) 指標と及び目標 (Metrics and Targets)

ロ、投融資の目標 (気候変動対応に資するものを含むものに限る。)

ハ、気候変動対応に資する投融資にかかる実績